平成２３年（フ）第１８１号
長野県上田市上田原1739番地１　アップルハウスＣ号
債務者　山本　武彦
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１８８号
長野県東御市滋野736番地162
債務者　早野　よし
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１０９号
長野県諏訪市大字四賀276番地　レジーナＣ204、前住所長野県伊那市境1938番地　ラフィネ伊那302号
債務者　赤羽　純子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１１７号
長野県茅野市玉川927番地149
債務者　田村　　淳
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１１８号
長野県茅野市玉川2449番地２　ブラボー50Ｎｏ．７　202号、前住所長野県茅野市塚原１丁目19番29号　パナハイツ・トキワ101号
債務者　齋藤　政史
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第５９７号
岐阜県郡上市白鳥町為真275番地328
債務者　林　　秀和
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６０８号
岐阜県山県市大桑2686番地１
債務者　久江田洋昭
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６３７号
岐阜県羽島郡岐南町徳田西１丁目83番地の１ＮＥＳＴ21岐阜Ｃ棟230号室
債務者　尾ケ瀬　実
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６３９号
岐阜市下西郷５丁目33番地１ふぁみーるＡ―103号室
債務者　水野ゆかり
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６４３号
岐阜県本巣郡北方町北方1329番地の１
債務者　市橋さゆり（旧姓入辺）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３０１４号
愛知県東海市中央町１丁目292番地　パスティハイツ101号
債務者　古澤　和宏
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６号
鳥取県鳥取市大覚寺107番地73
債務者　濵松　俊一
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９７号
鳥取県鳥取市大覚寺107番地73
債務者　濵松ひとみ
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２０３号
広島市西区都町25―１番607号大野方、住民票上の住所広島市西区草津南４丁目１番３―1209号
債務者　永瀬　一廣
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２１号
広島県東広島市西条中央３丁目29番20―205号　蓮池マンションⅢ
債務者　坪井　加奈
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６３号
広島市西区己斐中１丁目10番10―11号
債務者　吉川　佳則
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９号
山口県下関市秋根上町１丁目３番２―803号形山パレス、住民票上の住所山口県下関市前勝谷町16番38号
債務者　大﨑　純代
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係